平成２９年（フ）第９２２号
福岡市西区姪の浜５丁目19番11―206号
債務者　廣木　　潔（旧姓扇山・仮屋）
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１０７号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原287番地　シティハウス須恵Ａ201号
債務者　菊池　大助
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１４４号
福岡市中央区黒門６番４―401号
債務者　馬場未和子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１６７号
福岡市南区高木２丁目24番26号
債務者　古賀さゆり
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２３２号
福岡市西区拾六町５丁目２番５―205号
債務者　本村　望美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２４７号
福岡市東区塩浜１丁目４番３―302号
債務者　草場　莉花
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２６７号
福岡市早良区飯倉３丁目33番１―302号
債務者　坂口　宗範
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２６９号
福岡市南区大橋３丁目23番38号
債務者　鳥山　友子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２８９号
福岡市城南区七隈１丁目13番43号
債務者　北郷　昇一
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２９１号
福岡県太宰府市宰府１丁目８番５号　メリーメイトⅡ112号
債務者　西田　　宏
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２９６号
福岡市早良区星の原団地40番105号
債務者　養父　容子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３００号
福岡市東区多々良１丁目30番５号
債務者　田篭　明香
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３０４号
福岡県大野城市瓦田２丁目４番６号
債務者　堤　　琢也
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３０５号
福岡市中央区春吉２丁目16番15―301号
債務者　住友　容子（旧姓波止）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３１２号
福岡県大野城市栄町２丁目１番16号
債務者　野見山加世子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３１３号
福岡市東区城浜団地57番104号
債務者　阿蘇スエ子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３１９号
福岡市中央区大手門３丁目５番18―403号
債務者　リーダー晃子（旧姓本山）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３４７号
福岡市早良区荒江２丁目７番11―403号
債務者　川崎　景子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部